別紙

令和８年度大気汚染自動測定機保守点検業務仕様書

１　目的

本仕様書は、下関市と受託者との間で、下関市の大気汚染自動測定機（以下「測定機」という。）が、正常かつ円滑に稼働できるように、その機能維持に関する保守作業の内容、方法等保守点検業務遂行上の細目を定めたものである。

２　設置場所及び保守点検対象測定機

別記１「大気汚染測定局設置場所及び測定機一覧」のとおりとする。

３　実施業務

受託者の行う保守点検の業務は次のとおりとする。なお、各項目の詳細は別記２「大気汚染自動測定機の保守点検項目及び頻度」に定めるとおりとする。

（１）測定機の点検及び調整

（２）測定機の定期整備（オーバーホール）

（３）測定機の緊急点検及び調整

（４）消耗品の交換及びそれに伴う調整

（５）測定機の洗浄・清掃

（６）測定機の校正

（７）基準オゾン計の校正

（８）測定値の確認

（９）測定局舎及び測定局舎周辺の清掃

４　保守点検及び交換を実施する技術者

保守点検及び交換を実施する技術者（以下「技術者」という。）は、以下に定める（１）

を満たす者で、かつ、（3）若しくは（4）を満たす者、または、（1）及び（4）を満たす者が管理できる体制下にある（2）の者とし、受注後業務開始までに様式1「保守点検及び交換の実施者報告」により下関市に報告すること。なお、技術者を委託期間中に変更する場合は、事前に下関市に報告すること。

（1）公益社団法人日本環境技術協会が実施する「環境大気常時監視測定機維持管理講習会」又は「環境大気常時監視技術講習会」を受講して、修了証書が授与されている。

（2）公益社団法人日本環境技術協会が実施する環境大気常時監視技術者試験制度における「環境大気常時監視技術者（初級技術者）」以上の認定証書が交付され、有効期間内の認定登録証が交付されている。

（3）公益社団法人日本環境技術協会が実施する環境大気常時監視技術者試験制度における「環境大気常時監視技術者（専門技術者）」以上の認定証書が交付され、有効期間内の認定登録証が交付されている。

（4）公益社団法人日本環境技術協会が実施する環境大気常時監視技術者試験制度における「環境大気常時監視技術者（主任技術者）」以上の認定証書が交付され、有効期間内の認定登録証が交付されている。

5　保守点検頻度

受託者は保守点検を測定機の種類別に、別記2に定める頻度で行うものとする。

また、保守点検時以外に、機器の故障又は異常が生じたときは、下関市の指示により直ちに技術者を派遣し、緊急保守点検を実施するものとする。

なお、保守点検時に故障又は異常を発見したときは、直ちに下関市に連絡するとともに、その指示により速やかに修復するものとする。

６　消耗品及び交換部品の費用負担及び取扱い

保守点検に必要な消耗品及び交換部品（測定機の更新等により変更となった消耗品及び交換部品を含む。以下「消耗品等」という。）については、別記３「消耗品及び交換部品一覧表」に基づき受託者の負担により準備するものとする。

ただし、突発的な事故等により必要となった高額な部品については、下関市と別に協議するものとする。

７　報告

受託者は保守点検又は緊急保守点検（以下「保守点検等」という。）を実施した場合には、次のとおり下関市に報告するものとする。

（１）保守点検の実施報告については、様式２「大気汚染自動測定機保守点検報告書」により、点検日の翌開庁日までに提出すること。

（２）各月ごとの欠測状況、消耗品使用状況、及び測定機から回収した記録紙については、月報（様式３－１、３－２）により、毎月１５日（１５日が閉庁日の場合は、翌開庁日）までに提出すること。

なお、記録紙には日付、測定局舎名及び測定項目名をそれぞれ記入すること。

（３）その他の報告は、実施後１ヶ月以内に行うこと。

（４）保守点検等のため、測定機の作動を長時間停止する必要が生じた場合、受託者は、事前に下関市と協議すること。

また、保守点検等の実施に当たっては点検項目を記載した点検表（受託者の作成による）を基に作業を行うこととし、下関市が点検表の提出を要求した場合は直ちに報告できるようにしておくこと。

８　その他

・受託者は、測定機の故障等の緊急時には、２時間以内に当該測定機が設置されている測定局舎に到着し対応を開始すること。

・測定局舎又は測定機に損傷を与えた場合は、直ちに下関市に報告するとともに、受託者の責任において速やかに原状に復するものとする。

・本仕様書に特に定めのない事項については、「環境大気常時監視マニュアル（第６版）」（平成２２年３月　環境省　水・大気環境局）によることとし、これらに定めのない事項について疑義が生じたときは、下関市と受託者の協議のうえ定めるものとする。

・受託者は本業務の遂行にあたり、過去の本業務に関する保守点検報告書や月報などの必要な書類を下関市の許可を得た上で、閲覧できるものとする。